

第2節

良好な景観の形成

1 都市景観の保全・創出

1-1 道路・沿道景観の保全・創出

(1) うるおいのある道路空間の創造

道路利用者が安心して自由に立ち寄り、利用できるパーキングとして、文化、歴史、特産物等を紹介する情報発信の場として「道の駅」を整備しています。「道の駅」は、道路管理者が整備する「休憩施設」と市町村等が整備する「地域の交流を促進するための施設」を一体化した一般道路の多機能型休憩施設であり、平成14(2002)年8月末現在、登録されている「道の駅」は全国で701ヶ所、県内では14ヶ所あります。

表3-2-1 三重県内の「道の駅」(平成14年8月末現在)

駅名	所在地	路線名
飯高駅	飯高町	国道166号
菰野	菰野町	国道477号
紀宝町ウミガメ公園	紀宝町	国道42号
パーク七里御浜	御浜町	国道42号
海山	海山町	国道42号
奥伊勢木つつき館	大宮町	国道42号
熊野きのくに	熊野市	国道42号
茶倉駅	飯南町	国道166号
美杉	美杉村	国道368号
奥伊勢おおだい	大台町	国道42号
関宿	関町	国道1号
伊勢志摩	磯部町	国道167号
紀伊長島マンボウ	紀伊長島町	国道42号
あやま(工事中)	阿山町	(注)甲南阿山伊賀線

(2) 街路の整備

街路は、都市内の重要な公共空間のひとつです。県民に親しまれ、生活に潤いを与える場として、アメニティの高い道路空間の創出に配慮しながら、整備を進めています。

表3-2-2 街路の整備状況 国補事業(交付金を含む)

(平成13年度)

路線名	都市名
富田山城線	四日市市
塩浜波木線(六呂見工区)	四日市市
環状1号線(垂坂工区)	四日市市
朝日中央線	朝日町
駅前高塚線外1線	亀山市
相川小戸木橋線	久居市
松阪公園大口線外1線	松阪市
三渡櫛田橋線	松阪市
秋葉山高向線外1線	伊勢市 御園村
伊賀上野橋新都市線	上野市
茶地岡向井線(坂場工区)	尾鷲市

1-2 良好的な広告景観の形成

(1) 屋外広告物に対する規制

屋外広告物は、情報の伝達や街の活性化に不可欠なものですが、無秩序な氾濫は自然の風致や街の景観を損なうことにもなりかねず、また転倒や落下により、歩行者等に危害を加えるおそれもあります。そこで三重県では「屋外広告物条例」を定め、美観風致の維持と公衆に対する危害の防止という2つの観点から、県内の屋外広告物に対し、必要な規制・指導を行っています。

平成14(2002)年度には、屋外広告物の啓発、指導、取り締まりを行うとともに6月(まちづくり月間)及び9月(屋外広告の日)に一斉簡易除去や広告業者及び商工業者に対するパンフレット等の配付による啓発活動を行いました。

1-3 地区計画制度の活用

各地区の特性を活かし地区住民の合意のもとに用途、建築物の高さ、壁面の位置、形態や意匠等を定めた地区計画を都市計画法に基づき策定することにより、景観に配慮したきめ細やかなまちづくりを推進しています。

1-4 風致地区等の見直し・拡大

都市景観の重要な要素である樹林地等の緑を保全し、風致の維持に支障を及ぼす建築物や宅地の造成等を規制するため、市町村とともに風致地区の見直しと指定拡大を進め、都市における自然景観の形成を図っています。また、市街地や美観を維持するための美観地区制度については、策定主体である市町村と密接な連携のもと、都市計画形成の観点から適切な運用を図っています。

2 農山漁村景観の保存・復元

(1) 民間団体の活動支援

三重県の多様な自然環境の保全、地域を代表する野生動植物等を保護するためには、地域住民・団体の自主的な保全活動を促進することが重要です。

しかし、このような自主的活動の経済的基盤は一般に脆弱であり、例えば野生動植物の生息地の保護を行うにあたり施設整備等が必要となる場合には、それが障害となって自主的な保全活動が進まないことがありました。

このため、地域住民・団体のみでは対応が難しい事業について、地域住民、団体の要請を受けて市町村等が実施する場合、その事業費の一部を助成することにより、自主的な保全活動の促進を図ることとし、平成14（2002）年度は県内10ヶ所（10市町）でふるさとの自然を守る地域活動支援事業を実施しました。

3 体系的な郷土景観の形成

3-1 三重県景観形成指針等の推進

(1) 三重県景観形成指針に基づく施策の展開

公共事業の実施にあたって景観への配慮をしたり、市町村で景観条例の制定や景観形成基本計画の策定がされる等、景観づくりの気運は徐々に高まってきていますが、今後は総合的・長期的な展望に立った取組へと進めていく必要があります。

このため、平成8（1996）年度に総合的な景観行政を推進し、美しいまちづくりを進めていくため、その指針となる「三重県景観形成指針」を策定しました。

指針の周知を図るとともに、6月のまちづくり月間にパンフレットの配付、屋外広告物クリーン運動等を行いました。

(2) 景観整備及び地区の設定

良好な美観風致の維持及びその形成を積極的に推進するため、各種の景観に資する公共事業等を実施しています。

三重県屋外広告物条例では「屋外広告物沿道景観地区制度」が規定されており、通常の基準よりも厳しい基準を設定できることとしています。平成12（2000）年度に新たに指定された紀北景観地区、紀南景観地区を合わせ、県内では5地区が

指定されています。

表3-2-3 屋外広告物沿道景観地区

（平成15年3月末現在）

地区名	場所
伊勢志摩景観地区A	国道42号のうち、国道23号との交差点から県道阿児磯部鳥羽線との交差点まで
長島景観地区	県道水郷公園線のうち、国道1号との交差点から長島町大字松蔭と大字浦安との境まで
奥伊勢沿道景観地区	国道42号の伊勢自動車道勢和多気インター交差点から大内山村と紀伊長島町との境まで
紀北景観地区	国道42号のうち、大内山村と紀伊長島町の境から尾鷲市と熊野市との境まで
紀南景観地区	国道42号のうち、尾鷲市と熊野市の境から和歌山県境まで

3-2 市町村における景観形成の推進

市町村の景観形成施策を誘導し、景観形成の目標・方針を定めた基本計画の策定や条例化の取組が、市町村で積極的に行われるよう働きかけるとともに必要な情報提供や助言を行っています。